

西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立郷土資料館条例（昭和59年西宮市条例第17号。以下「条例」という。）及び西宮市立郷土資料館条例施行規則（昭和60年西宮市教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館（以下「学習館」という。）を社会教育施設として広く市民の利用に供するために必要な事項を定める。

(和紙実習)

第2条 条例第3条（5）に規定する和紙実習とは、名塩紙等和紙の体験学習として学習館員等の指導により行う、和紙の抄紙等をいう。

(推進委員会)

第3条 学習館に、「西宮市立郷土資料館分館名塩和紙学習館紙すき推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を置く。

(推進委員会規約)

第4条 推進委員会は、次に掲げる項目について規約を定め、西宮市教育委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

- (1) 設置目的及び事業内容
- (2) 設置場所
- (3) 役員、職員に関すること
- (4) 実習指導員、実習準指導員及び助手に関すること
- (5) 推進委員会の会議運営に関すること
- (6) 会計及び監査に関すること
- (7) 規約の改正に関すること
- (8) その他細目に関すること

(推進委員会への委託)

第5条 学習館の和紙実習及び和紙に関する学習を円滑に行うため、業務の一部を、推進委員会に委託する。

(和紙実習の指導等)

第6条 推進委員会は、和紙実習を円滑に行うため、実習指導員等及び助手を適切に配置するものとする。

2 前項により、推進委員会が実習指導等を行ったときは、委員会は推進委員会委員長の報告に基づき、実習指導員等及び助手に対して報償費を翌月に支払う。

(受講申込の時期等)

第7条 和紙実習受講申込は、受講しようとする日の1月前の同日までに行うものとする。

(実習費の納付)

第8条 条例第5条の規定による実習費の納付は、市が指定する金融機関で、金融機関の営業日で使用日の10日前までに行うものとする。

2 受講者は、受講当日に納付を証する書類、又はその写しを学習館窓口で提示する。

3 すでに納付した実習費は、返還しない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、その一部又は全額を返還することができる。

(実習費の減額または免除の率)

第9条 規則第3条により実習費の減免申請があった場合には、以下の区分及び率により行う。

- (1) 西宮市、委員会又は推進委員会が主催又は共催する和紙実習 10割
- (2) 学校団体の和紙実習 10割
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者が半数以上を占める団体の和紙実習 10割
- (4) その他委員会が特別の理由があると認めたと紙実習 委員会が相当と認める率

(実習費の還付)

第10条 本要綱第8条第3項による実習費の還付は、次の各号に掲げる区分及び率による。

- (1)受講者の責に帰することができない理由により受講できなくなったとき 10割
- (2)その他委員会において特別の理由があると認めるとき 委員会が相当と認める率
(実習費の還付申請)

第11条 実習費の還付を受けようとする者は、和紙実習費還付申請書を委員会に提出しなければならない。
(実習申込書等の様式)

第12条 規則第3条及び本要綱第11条に規定する様式の記載事項は、別表のとおりとする。
(委任)

第13条 この要綱の施行についての必要な事項は、教育長が定める。

付則

この要綱は、平成27年4月1日に一部を改正し施行する。

この要綱は、令和2年4月1日に一部を改正し施行する。

別表（規則第3条及び要綱第11条関係）

書類名	記載内容	条項
和紙実習受講 申込書兼実習 費減免申請書	申込日 所在地 受講者名 代表者名 担当者名 連絡先電話番号 団 体区分 受講者人数 受講者人数内訳 受講日 受講時間 受講内容 減免申請 減免根拠 減免の内容 受付番号 受付年月日	規則第 3条
和紙実習費納 付額通知書	通知日 受付番号 受講者名 代表者名 所在地 担当者名 連絡先電 話番号 受講者人数 受講者人数内訳 受講日 受講時間 受講内容 減免の承認 和紙実習費納付額	規則第 3条
和紙実習費還 付申請書	申請日 還付申請者名 還付申請代表者名 還付申請者の所在地 還付 申請者連絡先電話番号 還付申請額 和紙実習費納付額通知日 受付番 号 領収（徴収）日 還付理由 還付率 【添付】納入通知書兼領収証書の写し 和紙実習費納付額通知書 還付 請求書	要綱第 11条